

## 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について

近年、区におけるいじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあります。いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が令和5年度に4件発生しましたが、令和6年度においても新たに2件発生するなど、これまでになく厳しい状況となっています。

区は、今後の区におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」(以下「条例」という。)の制定に向けて、子どもや保護者、教職員へのアンケート等を実施するなど、様々な意見聴取を行いながら、検討してきました。

こうした検討を踏まえてとりまとめた条例骨子原案について、杉並区いじめ問題対策委員会において審議を行い、条例骨子案を策定したので、以下のとおり、取組を進めることとします。

### 1 区民等意見聴取の概要(別紙1)

#### (1) 子どもからの意見聴取

区立学校に在籍する小学校5・6年生及び中学生を対象としたアンケートを実施。

#### (2) 保護者・教職員等からの意見聴取

区立学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としたアンケート及び区立学校の校長等を対象としたアンケートを実施するとともに、区立学校のPTA団体との意見交換を実施。

#### (3) 杉並区いじめ問題対策委員会における審議

令和6年8月6日開催の杉並区いじめ問題対策委員会において、条例骨子原案について審議。

### 2 条例に盛り込む主な事項(別紙2)

#### (1) いじめ防止対策推進法を踏まえた基本的な事項

- 条例の目的及び基本理念
- いじめの禁止
- 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務等
- いじめ防止基本方針の策定
- いじめの防止等のための措置、啓発活動等(相談体制の整備)
- 重大事態への対処((仮称)杉並区いじめ問題調査委員会の設置)

#### (2) 区民等の意見を踏まえた事項

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等を規定する。
- 区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等を規定する。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校においていじめを行った児童生徒に対する指導を

行うほか、当該児童生徒の背景にある事情等に注意を払いながら、必要な支援を行うことを規定する。

### 3 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年	9月	区民等の意見提出手続（9/29～10/31）
令和7年	2月	令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出
	4月	条例施行

## 区民等意見聴取の概要

## 1 子どもからの意見聴取

いじめがなくなり、みんなが安心して生活できる環境をつくるために、子どもを対象としたアンケートを実施しました。

実施期間：令和6年6月26日～令和6年7月19日

対象者：区立学校に在籍する小学校5・6年生及び中学生

回答方法：WEB回答

回答数：9,072件

**問1 「いじめ」をなくすために、自分たちが心がけるとよいと思うこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。**

①自分の言葉や行動が、他の人にいやな思いをさせていないか考えるように心がける。



②自分のよいところと他の人のよいところを見つけ、みんなにとって居心地のよい場所にするよう心がける。



③すれ違いや誤解があったら、本音で話をしてお互いの気持ちを理解しようと思える。



④考え方や感じ方は人によって違うことを理解し、その違いを認めようと思える。



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「自分がされて嫌なことはほかの子にもしない」、「悪口を言わない」、「話し方や言葉遣いに気を付ける」、「相手を思いやる気持ちを持つ」、「いじめを見たら、その子の相談にのったり、大人に相談したりする」、「お互いに違いがあることを理解し、受け入れる」といった意見が多く見られた。

**問2 「いじめ」をなくすために、家の人にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。**

①小さな変化にも気付けるように、子どものことをよく見てほしい。



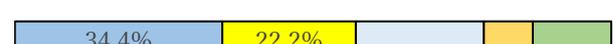
②日頃からよく話を聞いて、困ったときには相談に乗ってほしい。



③子どもの悩みや気持ちを否定せず、まずは受け止めて、共感してほしい。



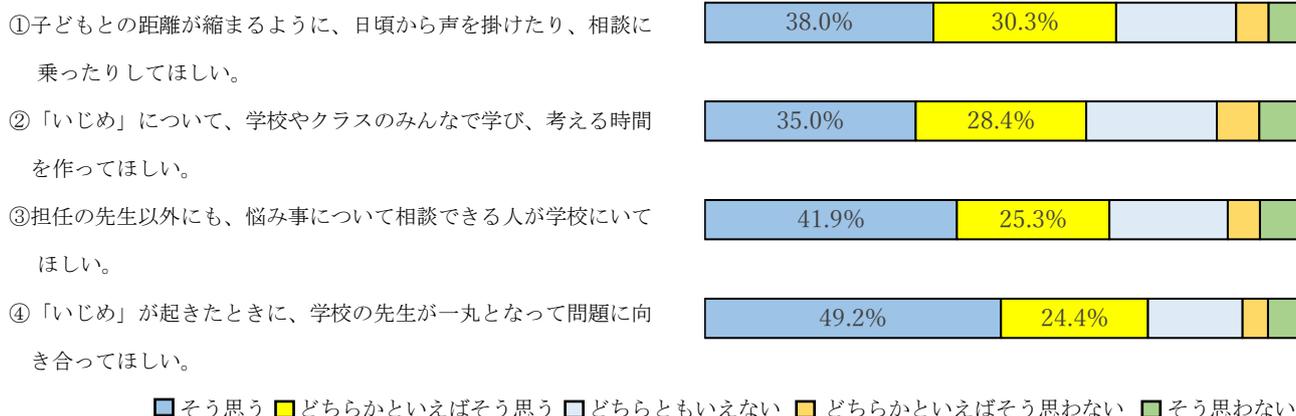
④自分の口では伝えられない悩みを、代わりに学校の先生などに伝えてほしい。



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

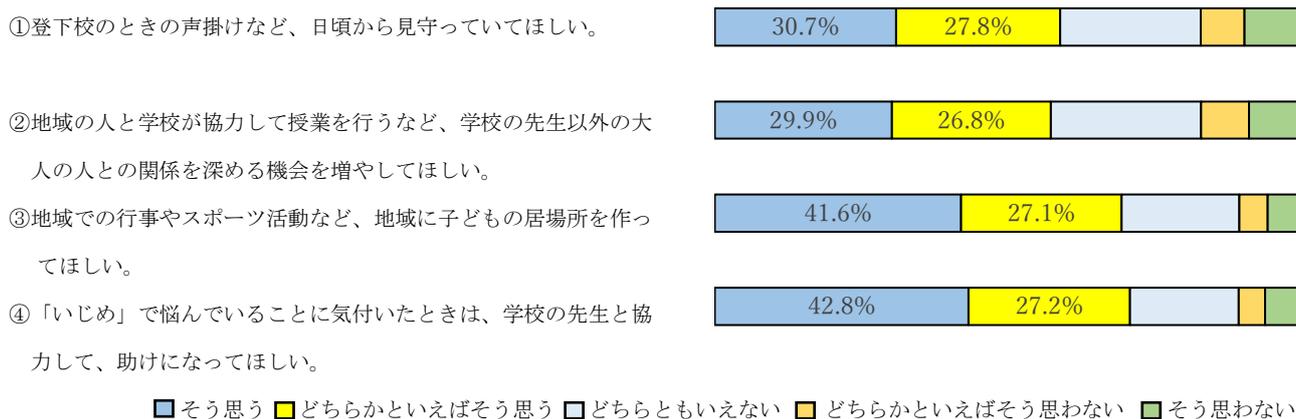
上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「自分の気持ちや悩みを否定しないでほしい」、「話を聞き流さないでほしい」、「学校での様子を聞くなど、日頃から見守っていてほしい」、「相談しやすい雰囲気を作ってほしい」といった意見が多く見られた。一方で、「辛いときは、自分の気持ちを整理するためにも少しそっとしておいてほしい」との意見も見られた。

**問3 「いじめ」をなくすために、学校の先生にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。**

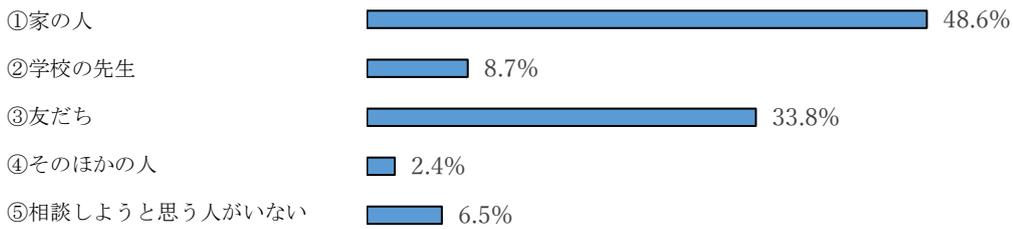


上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「小さな変化にもすぐに気づいてほしい」、「異変を感じたら声をかけてほしい」、「いじめを見逃さず、確実に対応してほしい」、「最初から決めつけずに、しっかりと子どもの話を聞いた上で対応してほしい」といった意見が多く見られた。

**問4 「いじめ」をなくすために、地域の人にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。**



上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「明るく挨拶をしてほしい」、「気になる様子が見られたら声をかけてほしい」、「登下校のときに見守っていてほしい」、「いじめを見たら助けてほしい」といった意見が見られた。

**問5 みなさんが「いじめ」のことについて相談するとしたら、次のうち、誰に相談しますか。**

本設問に対して「④そのほかの人」と回答した子どもについては、「スクールカウンセラー」や「塾の先生など信頼できる人」といった意見が見られた。

また、「⑤相談しようと思う人がいない」と回答した子どもについては、「じっくり話を聞いて自分の気持ちに寄り添ってくれる人」や「ほかの人に知られずに気軽に相談できる窓口」であれば、相談したいといった意見が見られた。

## 2 保護者・教職員等からの意見聴取

(1) 区において新たに制定する条例や優先的に取り組むべきいじめ対策について、保護者を対象としたアンケートを実施しました。

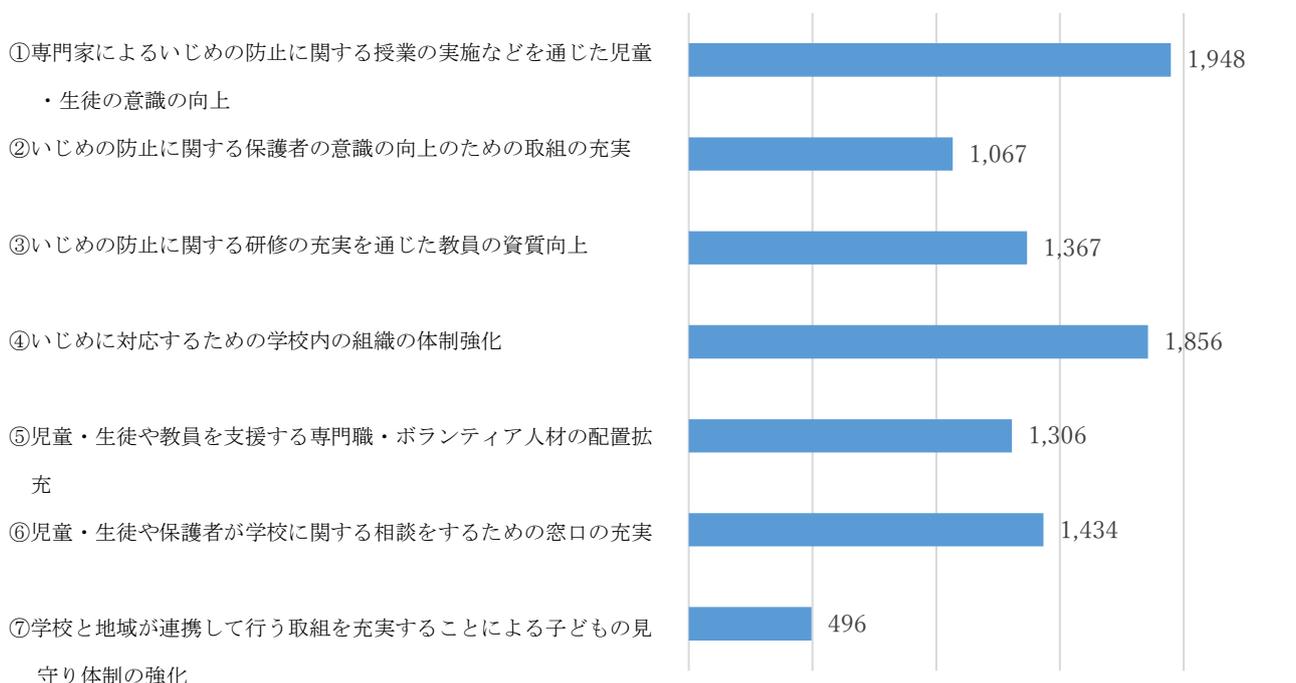
実施期間：令和6年6月28日～令和6年7月19日

対象者：区立学校に在籍する児童生徒の保護者

回答方法：WEB回答

回答数：3,563件

### 問1 いじめを防止するための取組として有効だと思うものは、次のうちどれですか。(複数回答可)



上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「いじめはときに犯罪行為に該当する可能性があるものであり、厳しく対応すべき」といった意見が見られた。一方で、「いじめをした子が抱える問題・背景事情を踏まえた支援が必要」との意見も見られた。

### 問2 いじめを防止するために、子どもたちが心がけるとよいと思うことはありますか。

#### <主な意見>

- ・自分がされて嫌なことはほかの子にもしないこと。
- ・相手の気持ちになって考えること。相手に対する思いやりの気持ちを持つこと。
- ・いじめを受けたり、見たりしたときなどは、すぐに親や先生に相談すること。
- ・「いじめ」について理解すること。「いじめ」が許されない行為であることを理解すること。
- ・自分とほかの子の違いを理解し、それを受け入れ、尊重すること。

問3 いじめを防止するために、保護者が心がけるとよいと思うことはありますか。

**<主な意見>**

- ・子どもの様子を見守り、子どもの話を聞き、小さな変化にも気付けるようにすること。
- ・子どもとコミュニケーションをとり、些細なことでも話しやすい関係性をつくること。
- ・思いやりの気持ちを持つよう伝えること。物事の善悪をしっかりと伝えること。
- ・子どもが安心できる環境や状況をつくること。子どもが安心できる存在であること。
- ・「いじめ」について、いじめが許されない行為であることについて、子どもと話をすること。

(2) 他自治体の「いじめの防止対策に関する条例」などを参考にしながら、区において新たに制定する条例や優先的に取り組むべきいじめ対策について、意見交換を実施しました。

実施日・参加者：令和6年7月 1日 杉並区立中学校PTA協議会  
令和6年7月 16日 杉並区立小学校PTA連合協議会

### <主な意見>

- ・他自治体の条例にある「子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在である」といった考えは、区としての決意を示す上で大切。子どもを1人の人間として大切にしていくという大人からのメッセージになる。(中学校)
- ・他自治体の条例にある「教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し」といった考えは、学校の現場で児童生徒と接する教職員の影響力が非常に大きいことを明示しており、重要だと思う。また、教職員のいじめ問題への対応力向上も重要だと思う。(中学校)
- ・「いじめを絶対に許さない」と言ってしまうと、いじめの発見が難しくなる(いじめを認めなくなってしまう)可能性が出てくるのではないか。そのような観点への配慮も必要だと思う。(小学校)
- ・いじめを受けたときに、学校だけでなく多様な相談窓口があるとよい。また、いじめの問題を早期に発見・解決するためにも、様々な部局や施設が「連携する」ことを重視してほしい。(小学校・中学校)
- ・子どもを見守る大人の目を増やすことが重要。教職員だけでなく、地域住民や学校支援本部も含めて、大人が「一丸となって」いじめの問題に対応することを重視してほしい。(小学校・中学校)
- ・子どものSOSに保護者が気付いて、動いてあげることが重要なので、「いじめはどこでも起こり得ること」ということを示すことにより、保護者が相談する際の心理的なハードルを下げることが大切だと思う。(中学校)
- ・子どもが幼い頃からいじめの問題について家庭で考えることが大切。そのためにも、保護者に対して、子ども同士のコミュニケーションの難しさやそこから派生するいじめの問題についての理解を深め、対処することができるようにするための支援が大切。(中学校)
- ・いじめをしている子どもが問題を抱えており、いじめ行為がその子にとってのSOSである可能性もあると思うので、いじめをしてしまった子どもへの支援も大切だと思う。また、その子どもの保護者に対する支援も大切だと思う。(小学校・中学校)
- ・周囲で見ている子どもがいじめを見逃さないことも大切。子どもたちが自ら考え、話し合う場を作してほしい。また、今回制定する条例は、子どもたちが自分事として受け止められるように、子どもたちにも伝わる内容としてほしい。(小学校)
- ・条例というと、一方的に示されるもののような印象を持つが、今回制定する条例は、区民が自ら考えて、取り組むべきことを定めているという姿勢や方向性を大切にしてほしい。(中学校)
- ・小学校低学年や中学校1年生などについては、少人数学級を推し進めてほしい。また、学童クラブの少人数化も進めてほしい。(中学校)
- ・いじめに悩む子どもにとって「逃げる場所」は大切。学校以外にも多様な居場所があることが大切だと思う。(小学校)

(3) 区立学校の校長会や教員研修の機会を活用して、いじめの防止等のために有効と考える取組等について、区立学校の校長・教員を対象としたアンケートを実施しました。

実施日・対象者：令和6年4月5日 区立学校の校長  
 令和6年7月2日 区立学校の教員（生活指導主任）  
 回答方法：WEB回答

問1 いじめの防止等のために有効だと考える取組は何ですか。

**<主な意見>**

- ・学校における人権教育、道徳教育を充実していくこと。(校長・教員)
- ・学校いじめ対策委員会を定期及び随時に開催するなどして、組織的に迅速に対応すること。(校長・教員)
- ・いじめの防止等に関する校内研修、学級経営に関する校内研修を実施すること。(校長)
- ・学級活動や子どもたちの自主的な取組を充実させ、多様な経験を積むこと。(教員)
- ・いじめに関するアンケートやスクールカウンセラー等による一斉面談を実施すること。(校長・教員)
- ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に対する保護者の理解を促進すること。(校長)
- ・休み時間も含め、子どもの日常の様子をよく観察すること。(教員)
- ・事案によっては、弁護士（スクールロイヤー）や警察と連携して対応すること。(校長)

問2 いじめの防止等のために、子どもは、どのような心がけ・態度が必要だと思いますか。また、学校・教職員は、そのためにどのような指導を行うべきだと思いますか。(教員)

**<主な意見>**

**【子どもの心がけ】**

- ・相手を思いやる気持ちを持つこと。
- ・互いに違いがあることを認識した上で、その違いを受け入れること。
- ・いじめを含め、困りごとをすぐに相談すること。
- ・いじめとは何かを理解し、いじめが許されない行為であることを理解すること。

**【学校・教職員による指導】**

- ・教職員間で情報を共有し、組織的に対応すること。
- ・いじめが許されない行為であることを伝えていくこと。
- ・相手を思いやる気持ちを持つこと、相手の気持ちを想像することを伝えていくこと。
- ・子どもとの信頼関係を構築し、相談しやすい環境をつくること。

問3 学校いじめ対策委員会が中心となっていじめの調査を行うことについて、課題はありますか。(教員)

- ・業務多忙な中で、定期的に全てのメンバーが揃って対策委員会を開催することが難しいこと。
- ・教職員以外の第三者の視点や専門性を持った人材が不足していること。
- ・様々な事案が発生する中で、対策委員会を開催する場合の判断基準が明確でないこと。

※上記のほか、子ども、保護者、教職員それぞれの「いじめ」の定義に対する認識や、実際に発生した事案に対する認識に相違が生じることにより、対応に苦慮するとの意見が見られた。また、SNSを含む学校外でのトラブルなどは、学校でも事実確認が難しく、対応に苦慮するとの意見が見られた。

**問4 いじめが疑われるとき、又はいじめが発生したときの対応に関して、学校と教育委員会はどのように連携していくべきと考えますか。(教員)**

- ・速やかに情報を共有するとともに、必要に応じて、教育委員会が助言等の支援を行うこと。
- ・事案によっては、教育委員会が学校と保護者との間に立って調整役を担うこと。
- ・教育委員会が学校を訪問するなど、対面でのコミュニケーションを図りながら連携すること。

### 3 杉並区いじめ問題対策委員会における審議

令和6年8月6日に開催した杉並区いじめ問題対策委員会において、条例骨子原案について審議を行いました。以下のような質疑により内容の精査が行われ、修正等を求める意見もなかったことから、条例骨子原案のとおり了承されました。

#### <主な質疑内容>

問 いじめ防止対策推進法に沿って条例骨子原案が作成されているが、同法と条例骨子原案との違いはどのようなところにあるのか。

答 いじめ防止対策推進法第4条に規定する「いじめの禁止」等については、区独自の内容を加えることを検討している。そのほか、区が設置者でない私立学校等に関する規定が法律にはあるが、区の条例では規定しないこととなる。

問 いじめ防止対策推進法に沿って条例を制定するということは、今後、同法が改正された場合には、この条例の改正も行うということか。

答 法改正の内容を踏まえ、必要があれば、そのように対応することになる。

問 条例骨子原案中の「杉並区いじめ問題調査委員会」と「杉並区いじめ問題対策委員会」の関係はどのようなものか。調査委員会は対策委員会の下に置かれる部会のようなものに当たるのか。

答 「杉並区いじめ問題調査委員会」は、区長が設置する附属機関であり、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行った重大事態調査の結果について、必要に応じて調査を行う機関である。「杉並区いじめ問題対策委員会」の下に、重大事態を調査するための部会を設置することも検討しているが、その部会とは別の機関である。

問 「杉並区いじめ問題調査委員会」による調査の実施は、区長や職員が判断するのか。それとも調査委員会が判断するのか。

答 他自治体においては、どちらの事例も存在している。今後、詳細を検討していく予定である。

## (仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例 骨子案

## 1 条例の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本理念、区、学校、保護者等の責務、区、学校の取組の基本事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を推進することを目的とします。

## 2 いじめの定義

この条例において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないこと等とします。

## 4 いじめの禁止等

児童生徒はいじめを行ってはならないことを明らかにするとともに、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等とします。

## 5 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、推進することとします。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、組織的に学校全体でいじめの防止等に取り組むこと等とします。
- (3) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、当該児童生徒をいじめから守るとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう努めること等とします。

## 6 区民等及び関係機関の役割

区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等とします。

## 7 いじめ防止基本方針【※1】

## (1) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針

区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、区が、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等を明記します。

## (2) 学校いじめ防止基本方針

区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、当該区立学校が、学校いじめ防止基本方針を定めること等を明記します。

## 8 いじめの防止等のための措置等

### (1) いじめの防止等のための組織【※2】

区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校が、当該区立学校の複数の教職員等により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置することを明記します。

### (2) いじめの防止等のための措置

- 教育委員会及び区立学校は、区立学校におけるいじめの防止に資するため、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととします。
- 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な措置を講ずるものとします。
- 教育委員会及び区立学校は、いじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるとともに、相談体制を整備することとします。
- 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めるときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとし、教育委員会は、必要に応じ、当該区立学校に対する支援等を行うこととします。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童生徒に対する指導・支援及びその保護者に対する助言を行うこととします。

## 9 啓発活動

区は、いじめの防止等のための啓発活動を行うこと等とします。

## 10 重大事態への対処

- (1) 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告することとします。【※3】
- (2) 教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会が重大事態の調査を行います。
- (3) 区長の附属機関として、(仮称)杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。法第30条第2項の規定により、対策委員会が行った調査の結果について調査を行うこととしたときは、調査委員会がその調査を行います。【※4】
- (4) 区長及び教育委員会は、対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとします。

## 11 その他

(1) 財政上の措置等

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします。

(2) 区立学校以外の学校への協力要請

区は、区立学校以外の学校に対し、区はいじめの防止等のための措置について協力を求めることができることとします。

【参考】

※1 区及び区立学校は、法第12条及び第13条の規定に基づいて、すでに「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を定めていますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめ防止基本方針を定めることを明記します。

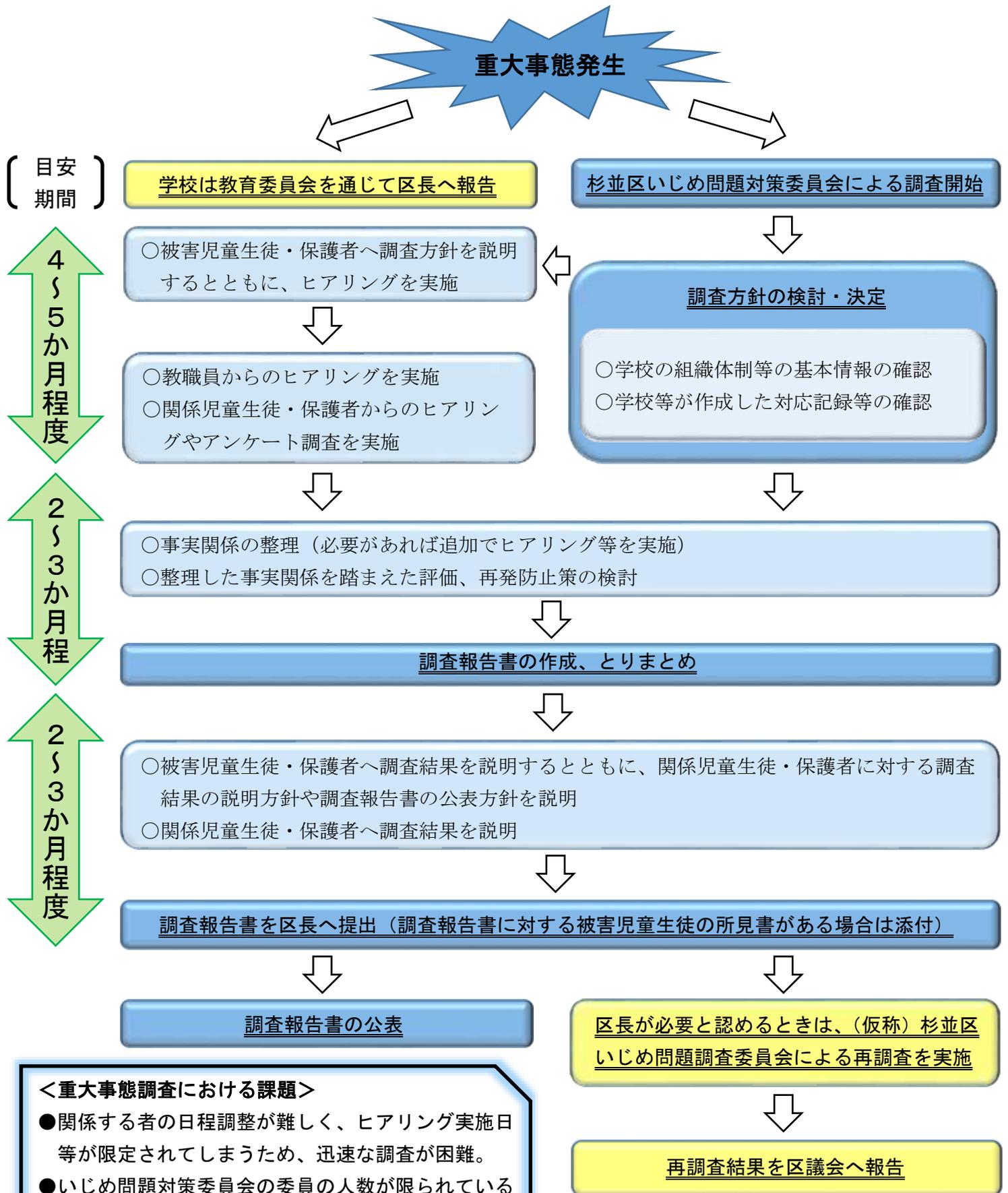
※2 区立学校は、法第22条の規定に基づいて、すでに「学校いじめ対策委員会」を設置していますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめの防止等のための組織を設置することを明記します。

※3 法第28条第1項では、重大事態は、次のように定義されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※4 法第30条第2項では、地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会による重大事態の調査の結果について調査を行うことができることが規定されています。

いじめ重大事態調査の基本的な流れ



〔目安期間〕

4〜5か月程度

2〜3か月程度

2〜3か月程度

＜重大事態調査における課題＞

- 関係する者の日程調整が難しく、ヒアリング実施日等が限定されてしまうため、迅速な調査が困難。
- いじめ問題対策委員会の委員の人数が限られているため、調査報告書の草案作成作業の負担が重く、調査期間の長期化の要因ともなっている。